

## 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書

令和2年5月8日午後4時50分頃、日本の領海内に侵入した中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島・魚釣島の西南西約12キロの海上で、操業中の本県漁船に接近し追尾する事態が発生した。その後も同国公船は領海内への侵入や漁船への接近等を繰り返し、7月4日から5日にかけては、日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最長となる約39時間以上にわたり日本の領海内にとどまるなど活動を強めている。

また、今年に入り7月26日までに尖閣諸島周辺における中国公船が104日連続で確認され、領海への侵入は17日、延べ56隻に上るなど異常な事態が続いており、周辺で操業を行う本県漁業者に対しこれまでにない大きな脅威と不安を与えている。

尖閣諸島は1895年（明治28年1月）に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史上も国際法上も認められた我が国固有の領土であることは紛れもない事実であるにもかかわらず、同海域で頻発する中国公船の本県漁船に対する威嚇行為は、今後さらなる不測の事態を招くおそれがあり、断じてあってはならない。

よって、本県議会は、本県漁業者及び宮古・八重山地域住民をはじめとする県民の生命・安全並びに領土・領海を守る立場から、政府に対し、尖閣周辺海域における中国公船による本県漁船への追尾・威嚇行為などを行わないよう中国政府に働きかけるとともに、日中両国間の緊張がエスカレートすることを避けるため、平和的な外交によって中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月28日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
防 衛 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て